

ガ水下第7-5号

下水道管路耐震化工事

特 記 仕 様 書

新潟県 糸魚川市

1. 適用範囲

本工事の施工にあたって請負者は、契約書に基づき、設計図書に従って施工するものとする。また、設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び「新潟県土木工事標準仕様書」を適用するものとする。

参考図書：糸魚川市公共下水道事業標準構造図

2. 施工条件

下記項目、事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等を受けることになるので明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

明示項目	施 工 条 件
Ⅰ 工程関係	1. 関連する別途発注工事あり ・工 事 名： ・予定期間：
	② 施工時期、時間、方法の制限あり ・時 期：県道部分については11月末までに施工を完了すること ・時 間：規制時間は8:30～17:00とする ・方 法：
	3. 関係機関協議による工程条件あり ・協 議 内 容： ・協議予定時期：
	4. その他
Ⅱ 用地関係	1. 工事用地等の未処理部分あり ・処理見込時期： ・区 間：
	2. 仮設ヤードの指定あり ・場 所： ・期 間：
	3. その他
Ⅲ 公害対策 関 係	1. 公害防止の制限あり(騒音・振動、排出ガス、粉じん、水質等) ・施工方法： ・作業時間：
	2. 家屋等の調査の必要性あり ・方 法： ・範 囲：
	3. その他：
Ⅳ 安全対策 関 係	① 交通安全施設等の指定あり ・交通誘導員B：警備業法の警備員を42人見込んでいるが、事前に監督員と協議を行うこと (勤務実績提出の必要あり) ・その他の施設等：

明示項目	施 工 条 件
Ⅳ安全対策 関 係	2. 近接作業制限あり(鉄道、ガス、水道、電気、電話等) ・内 容： ・工 法 制 限： ・作業時間制限：
	3. 発破作業あり ・保安設備及び保安要員： ・防 護 工： ・作業時間制限：
	4. 防護施設(落石、雪崩、土砂崩落等) ・内 容：
	⑤その他 マンホール内に入る時は、ガス検知器により安全を確認すること
Ⅴ工事用道路 関 係	1. 一般道路搬入路としての使用制限あり ・搬 入 経 路： ・期 間： ・使用後の処理：
	2. 一般道路の占用 ・期 間： ・規制条件： ・時間制限：
	3. 仮設道路設置 ・工法指定の有無： ・用 地 関 係： ・安 全 施 設： ・工事完了後の「存置」または「撤去」：
	4. その他
Ⅵ仮設備関係	1. 仮設備の指定あり
	2. 仮設備の条件指定あり
	3. 仮設構造物の転用, 兼用あり ・工 種： ・内 容：
	4. イメージアップあり ・内 容：
	5. その他
Ⅶ残土・産業 廃棄物関係	別紙「建設副産物特記仕様書」のとおり
Ⅷ工事支障 物 件 等	1. 占用支障物件あり(電気、電話、水道、ガス等) ・内 容： ・移設、撤去、防護方法等： ・時 期：
	2. 占用物件重複施工あり ・内 容：
	3. その他
Ⅸ排 水 工 (濁水処理 含む)	1. 濁水、湧水処理等の特別な対策あり ・内 容：
Ⅹ薬液注入 関 係	1. 薬液注入工法あり

明示項目	施 工 条 件					
XⅠそ の 他	1. 現場発生材あり ・品 名： ・納入場所：					
	2. 支給品及び貸与品あり ・品 名： ・引渡場所：					
	3. 品質証明の対象工事である。 ・標準仕様書第1編(章)1-1-24による。					
	④その他 工法選定にあたっては、公益財団法人「日本下水道新技術機構」の技術審査証明を取得している工法から選定すること。併せて、耐震性能レベル1及びレベル2を確保できる工法から選定すること					
XⅡ排出ガス 対 策 型 建設機械	① 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。 <table><tr><th>機 種</th><th>備 考</th></tr><tr><td>一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット 以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、パイプロハンマ 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ オールケーシング掘削機 リバースサーキュレーションドリル、アースドリル 地下連続壁施工機 全回転型オールケーシング掘削機 全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ・振動ローラ ・ホイールクレーン </td><td>ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。</td></tr></table>		機 種	備 考	一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット 以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、パイプロハンマ 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ オールケーシング掘削機 リバースサーキュレーションドリル、アースドリル 地下連続壁施工機 全回転型オールケーシング掘削機 全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ・振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。
機 種	備 考					
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット 以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、パイプロハンマ 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ オールケーシング掘削機 リバースサーキュレーションドリル、アースドリル 地下連続壁施工機 全回転型オールケーシング掘削機 全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ・振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。					
XⅢ施工方法等	2. 排ガス対策型建設機械(第2次基準)を標準としている施工においては、これを積極的に使用し普及促進に努めること。					
XⅢ施工方法等	① 施工条件総括表、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書に特別に定める場合を除き、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な手段は、請負者の責任において定める。(建設工事請負基準約款1条第3項による)					
明示項目	施 工 条 件					
XⅣ材料指定	① 材料名・材料規格については、参考資料で指定している。なお、参考資料の仮設工における数量・材料名・材料規格は、他の設計図書に明示されていない限り積算のための参考であるので、指定とはならない。					
XⅤアスベスト含有建設資材	① 本工事においては、アスベスト含有建設資材を使用してはならない。					

3. 建設業退職金共済制度への加入に関する特記仕様書

糸魚川市が発注した建設工事に当たっては、建設労働者の福利厚生増進を図り建設産業の健全な発展に資するために、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者について、適切な対応を図れるよう下記について実施すること。

- 1 受注者は、建設業退職金共済制度に加入するよう努め、建設業退職金共済紙購入状況報告書を工事完成時に監督員に提出すること。
- 2 受注者は、工事現場または現場事務所の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」(シール)の掲示を行うこと。
- 3 受注者(下請契約を締結したときは、下請負業者を含む)が、退職金支給制度(中小企業退職金共済事業団の加入を含む)を有し、建退共の対象となる現場労働者を使用しないで施工するときは、その旨を書面により提出すること。
- 4 下請負業者への加入促進と、制度の普及について配慮すること。